

大情審答申第 331 号
平成 24 年 12 月 3 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて (答申)

平成24年2月24日付け大天市第126号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 1 月 27 日付け大天市第 103 号
により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立
ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められ
るので、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 1 月 20 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「別添『天王寺区役
所 平成 22 年度 地域担当記録簿⑨真田山連合・地区』において、マーキングした 6
月 14 日分対処内容の会計さんの研修の詳細が分かる全文書」の旨の公開請求（以下「本
件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない
理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「上記請求にかかる公文書は、開催に向け区地域振興会役員会で協議を行う予定であ
ったが、調整に至らず、年度内開催を見送ったことから、当該公文書を作成していない
ため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 2 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 真田山連合・地区の地域担当記録簿には、平成 22 年 6 月 14 日に区役所職員が連合振興町会長に対して、「出前講座があるので活用したら。」「会計さんの研修が予定されているので、それを活用してもらおう。」と伝えた旨が記載されている。
- 2 しかし、出前講座においてはそのテーマ自体がなく断念し、会計さんの研修もこの発言の 1 年 2 ヶ月後の平成 23 年 8 月に実施されたのであろう。
- 3 平成 24 年 1 月 23 日に天王寺区役所市民協働課長に決定通知書の備考欄にその旨記載したら本件不問にすると伝えているのに、なぜ書いて来ないのか。「不存在による非公開決定通知書」の備考欄はそのためにあるのではないか。
- 4 備考欄を使ってその顛末を説明するよう求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定までの流れ
 - (1) 「地域担当記録簿」

天王寺区地域担当記録簿とは、区役所職員（平成 22 年度：市民協働担当、平成 23 年度：市民協働課に名称変更）が、担当地域の住民とのコミュニケーションの履歴を記録・蓄積することにより、地域との適切な対応を図るとともに、職員間で情報を共有するためのツール（道具）として、作成したものである。

地域担当者は地域に出かけ見聞きしたこと等の他、会議出席の際の参加者からの意見や質問と、それに対する返答内容、担当者の所感等その都度記載している。
 - (2) 「地域担当記録簿」に記録された、平成 22 年度 地域担当記録簿⑨真田山連合・地区における 6 月 14 日の対処内容

真田山連合会長宅で、「真田山連合で、7 名の町会長が新人であり、役員経験もないので、区役所で何かできないか。」の問いに対し、天王寺区役所の地域担当者は「会計さんの研修が予定されているので、それを活用してもらおう。」と答えた。

なお、異議申立人は、地域担当者が、「出前講座があるので活用したら。」と答えたことに対し、大阪市の出前講座に会計研修のテーマがないことを指摘しているが、これは天王寺区役所で実施している防災等に関する出前講座の案内をしたものであり、会計研修の案内ではないことを申し添えておく。
 - (3) 会計研修の開催に向けた「天王寺区地域振興会役員会」での協議

平成 22 年 5 月 20 日に開催された「天王寺区地域振興会役員会」において、会計研修会の開催を提案し、研修会の参加者及び研修内容等について協議を行ったもの

の、今後の役員会で再度協議を行うこととなった。しかし、他の議事も多数あり、平成22年度内での開催に向けた再協議に至らなかったため、平成23年7月13日に開催された役員会において、事務局より再度研修会の開催を提案した。その結果、研修内容・開催日時等について協議が行われ、同年8月5日に開催されたものである。

(4) 本件決定に至った経過

本件請求にあたり、異議申立人に対し、平成24年1月20日付けで「会計研修は、平成22年度には実施せず平成23年8月に実施したため、この際に作成した文書を対象文書として特定してよいか。」という旨の文書を送付した。

これに対し、同年1月23日、異議申立人より天王寺区役所市民協働課長に電話連絡があり、「平成22年度に会計研修を実施していないのであれば、不存在による非公開決定を行うように。」との回答であったため、本件決定を行ったものである。

2 本件決定の理由について

平成20年5月「説明責任を果たすための公文書作成指針」によると、不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成していない」という事実だけでなく、なぜ作成していないかを記述しなければならないということであるが、本件決定に係る決定通知書に、「上記請求にかかる公文書は、開催に向け区地域振興会役員会で協議を行う予定であったが、調整に至らず、年度内開催を見送ったことから、当該公文書を作成していないため。」と、作成していない理由は、明確に記載している。

また、天王寺区役所市民協働課長は、異議申立人の主張する、「当該決定通知書備考欄に、実施しなかった顛末を記載したら本件を不問にする。」という言葉は聞いていない。

さらに、実施機関は、異議申立人に対し、「会計研修は、平成22年度には実施せず、平成23年8月に実施したが、公開文書としてこの際に作成した文書でいいか。」という旨の文書を送付している。実施時期は異なるものの、異議申立人からの請求に基づく公文書の公開に応じる姿勢であった。しかし、異議申立人からの回答は前述のとおりであったので、異議申立人が公開を求める公文書を平成22年度開催の会計研修にかかる公文書と特定したうえで、本件決定を行ったものである。

なお、異議申立人は、会計研修を平成23年8月に実施したことについての説明責任について言及するが、前述のとおり、本件文書を特定する過程において、文書でもって説明を尽くしているというのが実施機関としての認識である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権

利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は本件決定に係る決定通知書の備考欄に、会計の研修を平成23年8月まで開催しなかった経過を記載することを求めていると解される。

すなわち、本件異議申立てにおける争点は、公文書の存否ではなく、条例第17条又は行政不服審査法の趣旨に鑑みた、本件異議申立ての適法性である。

3 本件異議申立ての適法性について

(1) 決定通知書の備考欄について

大阪市情報公開条例施行規則第3号様式から第6号様式として定める各決定通知書の備考欄は、当該決定に際し、公開請求者に通知しておくべき内容がある場合に、あくまでも実施機関の主体的な判断のもとに活用する欄として設けられている趣旨と解される。

(2) 本件異議申立ての適法性について

上記(1)を踏まえると、備考欄の記載を求めることは異議申立てをすることができない事項に当たると解され、本件異議申立ては不適法となることから、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第75号

年 月 日	経 過
平成24年2月24日	諮問
平成24年4月2日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年8月29日	異議申立人から意見書の提出
平成24年9月24日	審議 (論点整理)
平成24年10月10日	審議 (論点整理)
平成24年10月30日	審議 (答申案)
平成24年11月8日	審議 (答申案)
平成24年12月3日	答申